

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第38号

岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
(使用の許可) 第7条 次に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 (1)～(4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] 2 [略] 別表第1 使用料（第12条関係）	(使用の許可) 第7条 次に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 (1)～(4) [略] <u>(5) 軌道走行式荷役機械</u> (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] 2 [略] 別表第1 使用料（第12条関係）																						
<table border="1"><thead><tr><th>港湾施設</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>係船浮標</td><td>[略]</td></tr><tr><td>上屋</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> [略]	港湾施設	金額	[略]		係船浮標	[略]	上屋	[略]	[略]		<table border="1"><thead><tr><th>港湾施設</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>係船浮標</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>軌道走行式荷役機械</u></td><td><u>使用時間30分までごとに 30,747円</u></td></tr><tr><td>上屋</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> [略]	港湾施設	金額	[略]		係船浮標	[略]	<u>軌道走行式荷役機械</u>	<u>使用時間30分までごとに 30,747円</u>	上屋	[略]	[略]	
港湾施設	金額																						
[略]																							
係船浮標	[略]																						
上屋	[略]																						
[略]																							
港湾施設	金額																						
[略]																							
係船浮標	[略]																						
<u>軌道走行式荷役機械</u>	<u>使用時間30分までごとに 30,747円</u>																						
上屋	[略]																						
[略]																							

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。